

令和2年（2020年）8月24日

竜王町立小・中学校 保護者の皆様

竜王町教育委員会教育長 甲津 和寿

町立小・中学校における第2学期の開始にあたって（お知らせとお願い）

日頃は、町立小・中学校の教育活動に、格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の防止対策や暑さ対策を講じながらの6月1日から8月7日までの48日間、保護者や地域の皆様から多大なるご理解やご協力を賜り、1学期を無事に終えることができましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本日より、町立小・中学校におきましては、第2学期を開始いたしました。

教育委員会では、今後も、新型コロナウイルス感染症の全国的、また県内での感染拡大状況を常時把握し、持続可能な感染症防止対策を徹底しながら、子どもの健やかな成長と確かな学びを保障できるよう取り組んでまいります。

つきましては、2学期の始業にあたり、下記のとおり改めてお知らせとお願いをさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

## 1. 2学期の開始にあたって

○開始日 令和2年8月24日（月）

○2学期の給食は、8月25日（火）から実施します。

○残暑が厳しい時期ですので、8月25日（火）～8月28日（金）の間は、学校生活のリズムに順応する期間とします。

## 2. 感染症防止対策にかかるお願いと教育活動について

### （1）基本的な感染症対策

#### ①感染源を絶つこと

ア 家庭での毎日の検温及び風邪症状の確認をお願いします。

※発熱がある場合、風邪症状がある時は必ず自宅で休養させてください。

イ 自宅で確認できなかった児童生徒は学校で検温及び風邪症状の確認をします。

※発熱などが確認された場合は早退していただくこととなりますので、常に連絡が取れる体制を整えておいてください。

#### ②感染経路を絶つこと

ア ご家庭でも日常的な手洗いや咳エチケットに努めてください。

イ 外出時等のマスク着用の習慣化に努めてください。

ただし、登下校時には、熱中症のリスクが高くなるため、児童生徒間の距離を確保するなどして、マスクを外すようしてください。日傘なども有効に活用して、熱中症には十分に気をつけてください。

#### ③抵抗力を高める

通常通りの学校生活が始まると、疲れもたまります。さらに、熱中症防止対策のためにも、十分な睡眠時間の確保とバランスのとれた食事に心がけてください。

## (2) 学校行事等の見直し

各校における行事については、それぞれ工夫を凝らした上で形を変えて実施することにより、児童生徒にとってより楽しく心に残るものにしていきたいと考えております。

以下は、現時点での予定であり、今後の感染拡大状況によっては変更や中止せざるを得ないこともあることをご理解くださるようお願いいたします。

- ①**運動会・体育祭**は、規模を縮小し、**半日開催**とします。三密を避けるため内容を工夫するとともに、保護者の皆様の参加についてもご配慮いただくことがあります。詳しくは、各校からお知らせします。
- ②4年生の**やまのこ**は、西小が10月2日(金)、竜小が19日(月)に、**日帰りで実施**します。
- ③5年生の**フローティングスクール**は、竜小が11月5日(木)、西小が6日(金)に**日帰りで実施**します。
- ④**修学旅行**については、昨今の新型コロナウイルス感染症の全国的、また滋賀県内での感染拡大傾向から、児童生徒の安全を最優先し、**泊を伴う修学旅行は中止**することとします。  
なお、修学旅行を通じて見聞を広め、自然や文化的体験に親しむとともに集団行動や公衆道徳など有意義な体験を積むことが出来るといった教育的意義を大切に考え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上での**修学旅行(日帰り)を実施できることとします**。  
詳しい内容等は、各校からお知らせします。
- ⑤各学年の**校外学習**については、行先や時期の見直しも視野に入れながら決定し、各校よりお知らせします。

## (3) 中学校の部活動

部活動は6月15日(月)より概ね2時間程度の通常活動を実施していますが、今後の感染症拡大の状況によっては、対外試合等への参加についても制限等の影響が出てくる可能性があります。詳しくは学校からお知らせします。

## 3. 学習保障等における配慮事項について

### (1) 授業時数の確保について

臨時休業中に欠けた授業時数を長期休業の短縮等により確保します。

※当初の年間計画より、夏休み中に15日間、冬休み中に3日間の授業日を設け、計18日間を確保します。

- 【2学期終業式】 令和2年12月25日(金)
- 【冬季休業期間】 令和2年12月26日(土)～ 令和3年1月5日(火)
- 【3学期始業式】 令和3年 1月 6日(水)
- 【中学校卒業式】 令和3年 3月中旬
- 【小学校卒業式】 令和3年 3月19日(金)
- 【小中修了式】 令和3年 3月24日(水)

※ただし、今後の感染症の拡大状況等により変更する場合があります。

### (2) 教育課程の見直しについて

学校行事の見直しや水曜日の6時間授業、15分の短時間学習など実施可能な方法や内容で授業時数の確保に努めたことにより、臨時休業中の学習の遅れについて概ね回復することができてきました。2学期以降の学校行事についても軽重をつけ、丁寧な学習や生活指導を進めていきます。

### (3) 小学校6年生、中学校3年生に配慮します。

特に中学校3年生は、高等学校への受検もあり、受検に不利にならないように、できる限り学習時間の確保に努めます。

## 4. 児童生徒または教職員に感染者が発生した場合の出席停止や臨時休業の基準について

1学期末に配付しました「新型コロナウイルス感染症における『出席停止措置並びに臨時休業の実施』等の対応について」に基づき、以下のようにご対応ください。

- ①感染が確認された児童生徒等…医師が治癒したと判断するまでの期間は「出席停止」
- ②濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒等…感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間は「出席停止」
- ③児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、保健所の調査協力のための「臨時休業」を実施。  
保健所により濃厚接触者が特定されるまでの間、「臨時休業」を実施し、保健所による行動履歴把握や濃厚接触者特定等の調査に協力します。  
期間中、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の消毒作業を実施します。

(概ね3日程度)

休業実施の有無、規模（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）及び期間については、関係機関と協議し、判断します。保護者の皆様には、急な対応をお願いすることもあります。子どもたちを含め、町民の皆様の命を守る対応でありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、報道機関等には、関係者のプライバシーに配慮し、学校名等は公表しません。

保護者の皆様におかれましても、SNSへの書き込み等による情報の拡散や不確かな情報の発信をなされないようご配慮をお願いします。

また、上記の点について、保護者の皆様からもお子様へのご指導をよろしくお願いします。

## 5. 児童生徒の欠席の扱いについて

新型コロナウイルス感染症の防止や不安等で登校を見合わせたいと希望される場合は、学校と保護者の方が十分な話し合いを持ち、保護者の方が欠席を望まれる場合は「出席停止」とし、できるだけの個別支援を行います。

## 6. 感染症に関する指導について

児童生徒に対し、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症防止対策について、発達段階に応じた指導を行い、自ら判断して感染を避ける行動がとれるように指導していきます。

感染症防止対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、医療・保健関係機関や専門家と連携した保健衛生体制を築いていきます。